

番号確認書類・身元確認書類が必要となります。(郵送の場合は全てコピー可)

①1点でOK → マイナンバーカード(番号確認書類+身元確認書類)

②それ以外 I + II が必要

I 番号確認書類

通知カード(※記載内容(住所、氏名等)が住民票と同一の場合に限る)、個人番号入り「住民票」または「住民票記載事項証明書」

※「個人番号通知書」は、マイナンバー(個人番号)を証明する書類として使用することはできません。

II 身元確認書類

氏名と生年月日もしくは氏名と住所 の記載があり、有効期限内であること

提出が1つで良いもの

・写真入身分証となるもので個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)があるもの

例 … 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、写真入社員証(氏名・住所あり)、写真入学生証(氏名・生年月日あり)、写真入資格証(氏名・住所あり)など

提出が2つ必要なもの

・身分証となるもので個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)があるもの

例 … 身分証明書(写真なし)、健康保険資格確認書、介護保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民税の引き落とし口座と一致する預金口座の通帳(写しも可)、生活保護受給者証、恩給等の証書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、印鑑登録証明書、母子健康手帳、戸籍の附票の写し(謄本若しくは妙本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書、写真なし社員証(氏名・住所あり)、写真なし学生証(氏名・生年月日あり)、写真なし資格証(氏名・住所あり)など

・個人番号関係事務実施者から発行される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類(特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票、納税証明書、退職所得の特別徴収票)